「徳島県環境影響評価条例及び規則の一部改正（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

　徳島県では、「徳島県環境影響評価条例」において、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、より良い事業計画を作成する手続を定めています。
　このたび、環境影響評価法及びその施行令の改正に伴い、条例及び規則について所要の改正を行います。
　今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、よりよい条例及び規則にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和８年１１月２０日（金）～ 令和８年１２月２１日（月）（必着）

２　ご意見の提出方法

　ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前９時～午後５時

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 環境管理課 土砂・環境影響担当

電話：088-621-2294　FAX：088-621-2847

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyoukanrika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095　FAX：088-621-2862

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

Ｑ１　「徳島県環境影響評価条例」ってどんな条例？

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を守るため、大規模な工事や開発を行う事業者が、あらかじめ環境にどんな影響を与えるかを調べ、環境に配慮したより良い形で開発を進めるための手続を定めています。

Ｑ２　なぜ条例及び規則を改正するのですか？

徳島県では、国の法律と県の条例が一体となって、多様な事業に対し環境保全を図っています。

近年の太陽光発電事業に伴う環境影響への懸念から国の法対象規模が引き下げられたため、県条例の対象規模について検討が必要となりました。

また、

・老朽化に伴う建替事業の手続の合理化
・手続書類の３０年間の継続公開による透明性向上
・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の改正

への対応など、国の制度改正に合わせた手続の整備・効率化を図り、本県の実情に応じた環境保全を推進するため改正を行います。

Ｑ３　どんな意見を出せばいいのですか？

別添一部改正の概要をご一読いただき、今回の改正を予定している事項について、修正や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（　→　別添資料を参照してください。）

Ｑ４　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例及び規則の改正にあたり検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。